

2024年2月16日

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく書面)

日本精工株式会社
東京都品川区大崎一丁目6番3号
代表執行役 市井 明俊



日本精工株式会社（以下「当社」）は、2024年2月2日付で、NSK ネットアンドシステム株式会社（以下「NNS」）との間で締結した合併契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、NNSを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容
2024年2月2日付で当社とNNSが締結した合併契約書は別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項
NNSは当社の完全子会社であることから、本件吸収合併に際してNNSの株主に対して対価の交付を行わないこととしたものであり、相当であると判断しています。
3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社についての事項
(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
NNSの最終事業年度（2022年4月1日～2023年3月31日）に係る計算

書類等は別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担
その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
NNSは最終事業年度の末日後に、当社に配当金として178百万円を支
払いました。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2023年5月12日付で、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合（以下「JIS」）との間で、当社及びJISが当社のステアリング事業をグローバルに統括する連結子会社であるNSKステアリング&コントロール株式会社（以下「NS&C」）を共同運営すること等を内容とする契約を締結しました。これに伴い、2023年8月1日付で、NS&C及び同社の子会社（当社の特定子会社（孫会社））であるNSKステアリングシステムズ株式会社は、当社の連結対象から外れ、NS&Cは持分法適用会社となりました。

詳細については、当社による2023年5月12日付「連結子会社及び特定子会社（孫会社）の異動を伴う合弁契約の締結に関するお知らせ」及び同年7月31日付「（開示事項の経過）当社のステアリング事業に係る合弁契約に関するお知らせ」をご参照ください。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件吸収合併後の当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれています。また、本件吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

従いまして、本件吸収合併後における当社の債務についての履行見込みがあると判断いたします。

以上



合併契約書

日本精工株式会社（以下「甲」という。）とNSK ネットアンドシステム株式会社（以下「乙」という。）とは、甲と乙との吸収合併（以下「本件合併」という。）に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として本件合併を行う。

第2条 （商号及び住所）

本件合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：日本精工株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目6番3号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：NSK ネットアンドシステム株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目6番3号

第3条 （本件合併の対価）

甲は、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本件合併に際して、乙の株主に対して対価の交付は行わない。

第4条 （資本金及び準備金の額）

本件合併により甲の資本金及び準備金は増加しない。

第5条 （合併承認株主総会決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認を受けずに本件合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認を受けずに本件合併を行う。

第6条 （効力発生日等）

本件合併がその効力を生じる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議のうえ、これを合意により変更することができる。

第7条 (会社財産の管理)

乙は、本契約締結後効力発生日までの間、善良な管理者の注意義務をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理・運営を行い、自己の財産状態、経営状態その他将来の損益状況に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲と協議のうえ、これを行うものとする。

第8条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結後効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は、本件合併の条件の変更を要すると認められる事情が判明したときには、甲乙協議のうえ、合意により本契約の内容を変更又は解除することができる。

第9条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本件合併に関し必要な事項のあるときは、本契約の趣旨に基づいて甲乙誠実に協議のうえ、合意により、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2024年2月2日

甲 日本精工株式会社
東京都品川区大崎一丁目6番3号
代表執行役社長 市井 明俊



乙 NSK ネットアンドシステム株式会社
東京都品川区大崎一丁目6番3号
代表取締役社長 実成 昭仁



事業報告書

第22期

{ 自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日 }

NSKネットアンドシステム株式会社

事業報告

2023年3月期(第22期)

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度は、日本精工 デジタル変革本部の戦略、指示に基づき、グループ会社の IT、デジタルの利活用に係る、企画立案、システム設計・開発、導入・展開、保守・運用、品質管理を担い、具体的には、1)利便性と安全性の高い IT インフラの確立に向けたクラウドシステム基盤の構築と導入、2)デジタル活用に向けたコラボレーション、コミュニケーションシステムの刷新、3)サプライチェーンシステムの維持と機能拡充、4)インボイス制度への対応 等 に取組んで参りました。

その結果、売上高は 5,961 百万円(対前期比 +0.6%)、営業利益は 218 百万円(対前期比 -20.7%)の増収減益となりました。

2. 対処すべき課題

デジタル活用によるビジネスの変革を加速化させるために、更なる体制の強化、人的リソースの効率化、アウトプットの最大化を推進します。

3. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 19 期 (2020 年 3 月期)	第 20 期 (2021 年 3 月期)	第 21 期 (2022 年 3 月期)	第 22 期 (2023 年 3 月期)
売 上 高 (千円)	5,624,718	5,743,634	5,924,158	5,961,030
営業利益 (千円)	494,350	281,425	274,870	218,106
経常利益 (千円)	499,907	283,483	278,782	220,055
当期純利益 (千円)	337,336	183,544	177,504	140,555
1 株当たり当期純利益(円)	1,686,684.02	917,723.91	887,521.05	702,777.63
総資産額 (千円)	1,063,460	818,641	881,647	784,601
純資産額 (千円)	509,191	355,736	350,240	312,796
1 株当たり純資産額(円)	2,545,908.90	1,778,682.81	1,751,203.85	1,563,981.48

4. 重要な親会社の状況

親会社名	親会社の持株数	親会社の持株割合	事業上の関係
日本精工株式会社	200 株	100.00%	コンピュータシステム、ネットワーク等の企画・設計・開発・販売・保守

5. 主要な事業内容

当社は、コンピュータ・システム、ネットワーク等の企画・設計・開発・販売及び保守管理業務を主な事業としています。

6. 主要拠点

- ① 本社 東京都品川区大崎 1-6-3
- ② その他事業所 藤沢分室(神奈川県藤沢市)他 計 8 分室

7. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
105 名	+8 名	45.1 才	19.6 年

従業員は、全員 NSK からの出向社員であり、勤続年数は NSK の勤務を含んでいます。また、取締役及び監査役は除外しています。

8. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 200 株
- (2) 株主数 1 名
- (3) 大株主 日本精工株式会社

9. 取締役及び監査役の氏名等

取締役5名(非常勤含む)、監査役1名となっています。

地 位	氏 名	担 当 及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	実 成 昭 仁	日本精工(株) ICT 本部 主幹
取締役	高 橋 守 雄	アプリケーション部長、日本精工(株) ICT 本部 主幹
取締役(非常勤)	三 田 村 宣 晶	日本精工(株) 執行役常務、技術開発本部長
取締役(非常勤)	継 本 浩 之	日本精工(株) 執行役員、ICT 本部長
取締役(非常勤)	村 田 達 紀	日本精工(株) 執行役員、デジタル変革本部長
取締役(非常勤)	宇 山 英 幸	日本精工(株) 経営企画本部 グループマネジャー
監査役(非常勤)	宮 崎 唯	日本精工(株) 経営監査部 主務

10. 業務の適正を確保するための体制

当社は2022年6月23日開催の取締役会で「業務の適正を確保する体制」の基本方針を決議致しました。

当社は日本精工株式会社(以下、NSKという)のグループ会社の一員として、NSKと連携するとともに、当社を取り巻く経営環境の変化への対応を図りつつ、継続して内部統制の整備状況を点検し改善を図ります。

<基本方針>

1. NSKグループ会社としての業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム)

NSKグループ会社としての内部統制システムを整備するために、「NSKグループ経営規則」に適合した体制を図る。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)「NSK企業倫理規則」及びNSKの「コンプライアンス規則」に則り、企業活動を行う上で、取締役及び使用人が遵守すべき普遍的な考え方並びにコンプライアンスを推進するための体制及び運営の基本的事項(組織、研修体制、内部通報制度等)を定め、取締役及び使用人の遵法意識の醸成を図るとともに、各社内規則の遵守を徹底することにより、内部統制の強化・充実に努め、取締役及び使用人による法令違反行為及び定款違反行為を実効的に防止する。特に、国内外の競争法については、NSKの「競争法遵守規則」の遵守を徹底させるとともに、継続的な教育・啓発活動の推進を通じて、競争法に関するコンプライアンスの意識を醸成させること等により、取締役及び使用人による競争法違反行為をより実効的に防止する。

(2) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に関連する業務プロセスの検証を行い、合理的な保証を得られる体制を整備する。

(3) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(団体であると、個人であることを問わない。)に対して断固たる姿勢を貫き、反社会的勢力からの不当、不法な要求に応じないことは勿論、取引関係を含め、反社会的勢力との関係を一切遮断して、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とする。さらに、「NSK 企業倫理規則」に記載された当該基本方針について社内への周知徹底を行う。加えて、警察その他外部専門機関等との連携を強化するとともに、NSK グループ会社の一員として組織的な対応をとることができるように体制の整備を進める。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「NSK グループ経営規則」に従い、事業運営の原則、意思決定の仕組、事業リスクの管理に関して、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制を定める規程の整備を図る。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会は、NSK の「リスク管理規則」に基づき、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現するため、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、当社のリスクを網羅的、総括的に管理するための体制構築を図る。

(2) NSK の「リスク管理規則」に則り、定期的かつ必要に応じてリスクの状況を定められた報告ルートマップに従って NSK へ報告する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

NSK の「文書等の保存・管理規則」に則り、当社の文書等の保存・管理規定の整備を図る。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の異動発令及び懲戒等を行う場合には、事前に監査役の同意を得るものとする。また、同使用人の人事評価に関して監査役は意見を述べることができる。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、会議主催者の同意を得て、重要な会議に出席することができる。
- (2) 取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (3) 取締役社長は、著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、その認識の有無については定期的に、及び当該事実が発生したと判断される場合は直ちにその内容を、監査役及び NSK 関係部署に報告する。
- (4) 取締役は、NSK と連携し内部通報制度を整備する。
- (5) 取締役及び使用人は、監査役が当社の事業又は業務及び財産の状況の報告を求めた場合、若しくはその調査を行う場合は、迅速かつ的確に対応する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役社長とそれぞれ定期的に意見交換を行う。
- (2) 監査役は、必要に応じて専門の弁護士、会計士等から助言を受けることができる。

< 業務を適正に確保するための体制の運用状況の概要 >

当社では上記に記載した内部統制システムを整備していますが、その基本方針に基づき以下の取組を行っています。

- (1) 月に 1 回の定時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っています。なお、当事業年度につきましては、計 12 回開催しています。
- (2) 各組織の組織分掌と各職位の責任と権限を、部門単位の「業務分掌」「業務分担」により明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っています。
- (3) 「NSK 企業倫理規則」及び NSK の「コンプライアンス規則」に則り、取締役・使用人が法令及び定款に則って行動するよう、e ラーニング、コンプラかわらばん、その他を通じて教育を実施したほか、コンプライアンス責任者を設けて執行部門の管理運用状況を監督しています。
また、NSK の「リスク管理規則」に則り、毎月、当社はリスク報告を NSK へ報告しています。
- (4) 監査役及び取締役は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っています。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	715,213	流動負債	351,529
現金及び預金	41	未払金	24,814
売掛金	11,130	未払費用	305,175
短期債権	622,795	未払消費税	17,097
仕掛品	0	未払事業税	4,442
未収消費税	0	固定負債	120,275
未収法人税等	3,476	退職給付引当金	120,275
繰延税金資産	50,468	負債合計	471,805
その他流動資産	27,302		
固定資産	69,388	(純資産の部)	
有形固定資産	35	株主資本	312,796
器具備品	35	資本金	10,000
投資その他の資産	69,353	利益剰余金	302,796
その他の投資	69,353	利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	300,296
		別途積立金	120,000
		繰越利益剰余金	180,296
		純資産合計	312,796
資産合計	784,601	負債・純資産合計	784,601

(注)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,961,030
売上原価	5,617,467
売上総利益	343,563
販売費及び一般管理費	125,456
営業利益	218,106
営業外収益	1,948
受取利息	1,948
その他	0
営業外費用	-
支払利息	-
その他	-
経常利益	220,055
税引前当期純利益	220,055
法人税、住民税及び事業税	78,306
法人税等調整額	1,193
当期純利益	140,555

(注)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	10,000	-	-	-	2,500	120,000	217,740	340,240		350,240
当期変動額										
剰余金の配当				-			△178,000	△178,000		△178,000
別途積立金の積立				-			-	-		-
当期純利益				-			140,555	140,555		140,555
自己株式の取得				-				-		-
自己株式の処分				-				-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-				-		-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△37,444	△37,444	-	△37,444
当期末残高	10,000	-	-	-	2,500	120,000	180,296	302,796	-	312,796

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
当期首残高		350,240
当期変動額		-
剰余金の配当		△178,000
別途積立金の積立		-
当期純利益		140,555
自己株式の取得		-
自己株式の処分		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-
当期変動額合計	-	△37,444
当期末残高	-	312,796

(注)
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品は、個別法による原価法に基く低価法であります。

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産及び無形固定資産は、定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

支出時に全額償却しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式数 200 株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2022年6月23日開催の定時株主総会において、次の通り決議しました。

1) 配当金の総額	178,000 千円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	890 千円
4) 基準日	2022年3月31日
5) 効力発生日	2022年6月24日

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年6月22日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次の通り決議する予定です。

1) 配当金の総額	141,000 千円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	705 千円
4) 基準日	2023年3月31日
5) 効力発生日	2023年6月23日

(注) 個別注記表上の記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。